

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	平成19年3月期		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,203	2,802	—
① ソブリン向け	—	1,121	—
② 金融機関向け	—	500	—
③ 法人等向け	1,098	8	—
④ 中小企業等・個人向け	895	1,046	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	71	—
⑥ 不動産取得等事業向け	15	—	—
⑦ 3ヶ月以上延滞等	—	—	—

(注) 1. 本開示は、平成19年3月期以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年3月期の計数は算定しておりません。

2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(2) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、場合によっては、不動産担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に努めており、また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体、政府関係機関及び一定の格付適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)等があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。